

姫路獨協大学学友会会則

(昭和62年5月21日制定)

改正 平成 4年10月15日

平成10年 7月16日

平成19年 2月 3日

平成26年 7月31日

(趣旨)

本学では、正課の教育以外に、学生が課外の文化活動によって豊かな情操を養い、体育活動によって気力・体力を涵養し、もって、知的・道徳的に円満な人格を形成することを目的として、全学生を会員とする「姫路獨協大学学友会」を設ける。

学友会は、教員の指導、助言のもとに、学生の自主と自治によって運営されるものとする。

(総則)

第1条 この会則は、姫路獨協大学学則第68条第2項の規定に基づき、学友会に関する必要な事項を定める。

2 本会は、姫路獨協大学学友会（以下「本会」という。）と称し、本部を姫路獨協大学内に置く。

(組織)

第2条 本会は、次の会員をもって構成する。

(1) 正会員 本学学生全員

(2) 特別会員 本学教員全員

本会の趣旨に賛同する本学職員

(3) 名誉会員 会長の推薦する者

2 本会に、本会会則の趣旨をうけて、文化会と体育会を置く。

(会長)

第3条 本会の会長は、本学学長とし、本会を代表する。

(副会長)

第4条 本会の副会長は、会長が特別会員のうちからこれを委嘱する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(部長)

第5条 本会に所属する各課外活動団体の部長は、本学の常勤の教員でなければならない。

(顧問等)

第6条 本会に所属する各課外活動団体は、部長の許可を得て、顧問、コーチ（又は

師範、監督、師匠など)を置くことができる。

(会計)

第7条 本会の会計は、会費、寄附金その他の収入によって行う。

2 正会員の会費は、在学年間で40,000円(薬学部入学者は、60,000円、編入学・転入学者は、在学すべき年数に10,000円を乗じた額)とし、入学時に納付するものとする。

3 本会の会計年度は、毎年4月に始まり翌年3月末日に終わる。

4 本会の会計は、毎年度末に監査を受けたのち、会長に報告するものとする。

(改正)

第8条 この会則の改正は、本会に関する細則に定める運営委員会の出席者の3分の2以上の賛成をもって発議し、評議会への諮問を経て、同細則に定める学友会総合会議の参加者の3分の2以上の賛成をもって改正することとする。

(雑則)

第9条 この会則に定めるもののほか、本会に関する細則、文化会及び体育会の組織、運営、各課外活動団体の活動等に関しては別に定める。

附 則

この会則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成4年 規程第12号)

この会則は、平成4年12月1日から施行する。

附 則(平成10年 規程第7号)

この会則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、平成10年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則(平成19年 規程第32号)

この会則は、平成19年1月31日から施行し、平成19年度入学者から適用する。

附 則(平成26年 規程第19号)

この会則は、平成26年7月31日から施行する。